

2020 年度自己点検・評価フォーム
(全学委員会用)

学生生活委員会
障がい学生支援委員会
(学生部学生支援課)

(学生生活委員会／障がい学生支援委員会承認)

【基準7】 学生支援

点検・評価項目

- (1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
- (2) 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

◎学生支援体制の適切な整備

◎学生の修学、生活、進路、正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施、その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

◎適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上

【記載の際に考慮すべき点】

- ① 修学支援、生活支援、進路支援その他支援を行うための体制は、方針に沿ってどのように整備されているか。
- ② 修学支援、生活支援、進路支援その他支援の取り組みは、学生支援に関する大学としての方針に沿って実施されているか。
- ③ 修学支援について、以下の対応、取り組みはどのように行われているか。
 - ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
 - ・学生の自主的な学習を促進するための支援
 - ・障がいのある学生に対する修学支援
 - ・留学生に対する修学支援
 - ・学習の継続に困難を抱える学生（成績不振、留年者、退学希望者等）への対応
 - ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）
- ④ 生活支援について、以下の対応、取り組みはどのように行われているか。
 - ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮等に関わる指導、学生の相談に応じる体制の整備
 - ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止など学生の人権保障に向けた対応
- ⑤ 進路支援について、以下の対応、取り組みはどのように行われているか。
 - ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
 - ・学生の社会的及び職業的自立に向けた教育（キャリア教育）
 - ・進路選択に関わる支援やガイダンス、その他キャリア形成支援
- ⑥ その他支援について、部活動、ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、どのような支援が行われているか。
- ⑦ 学生支援に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。
- ⑧ 自己点検・評価結果に基づき、学生支援の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。

【点検・評価項目】 および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- (1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

★障がいのある学生の修学支援★

本学は、「障がいのある学生の学習機会を保障する配慮を組織的に講じ、学習環境のバリアフリー化を推進する」「学生の心身の健康保持・増進を図るために、ウェルネスセンターに必要な人員を適切に配置し、学生相談や学生生活サポートのための制度を整備するとともに、学生相談に係る啓発活動等を行う」といった学生支援に関

する全学的方針に基づき、学生生活全般の充実を図るよう取り組んでいる。

障がい学生支援については、「東洋大学における障がい学生支援の基本方針」（2017年4月制定）（資料7-A01）及び「東洋大学における障がい学生支援のガイドライン」（2018年4月制定）（資料7-A02）に則って、支援を実施している。組織的には、障がい学生支援委員会が中心となり、運営に係る方針等を決定している（資料7-A03）。委員会の構成員は、学生部長（障がい学生支援委員会委員長）、教務部長、学長が推薦する障がい関係を専門とする本学専任教職員、各学部教授会から推薦された専任教員、ウェルネスセンタースーパーバイザー、就職・キャリア支援部長、図書館事務部長である。障がい学生支援委員会は、学生相談室、医務室、各所属学部・学科の教員、関連する事務部署が連携を図るとともに、障がいを持つ学生に対しては、バリアフリー推進室が支援スタッフの配置を行うなど、学生一人ひとりの要望に応じた対応を行ってきたが、近年の学生数の増加や学生からの要望の多様化などに伴い、対応する専門的知識やスタッフの強化、組織間の連携強化が必要とされてきた。



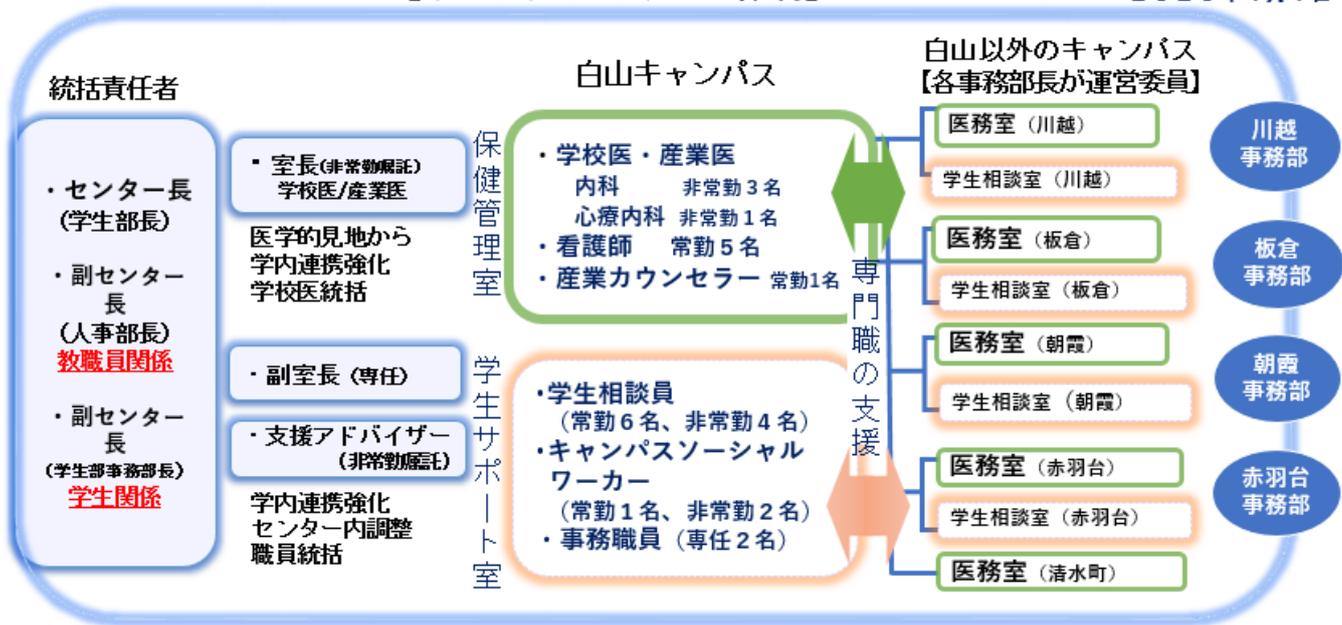
これらの課題等に対応するため、2018年10月に、本学における学生及び教職員の身体的、精神的、社会的に健康で安心な状態（ウェルネス）を実現するため、医務室・学生相談室・バリアフリー推進室を発展的に統合した組織が必要であると考え、新たにウェルネスセンターを設置した。同センターの設置により、学生相談及び障がい学生への支援に関する連携及び専門性を強化するとともに、学生及び教職員の健康管理を一元化することが可能になった。

具体的には、2018年10月に白山キャンパスにウェルネスセンターを設置し、ピアサポートルーム（旧バリアフリー推進室）、学生サポート室（旧学生相談室）と保健管理室（旧医務室）間の連携を強化する体制を整備するとともに、障がい学生支援のための専門職スタッフとして、キャンパスソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士有資格者）を配置し、相談機能及び支援体制を強化した（資料7-A04）。また、キャンパス間の連

携強化を図るため、2020 年度からウェルネスセンター運営委員の構成員に各キャンパスの事務部長を配置した。

【ウェルネスセンターの体制】

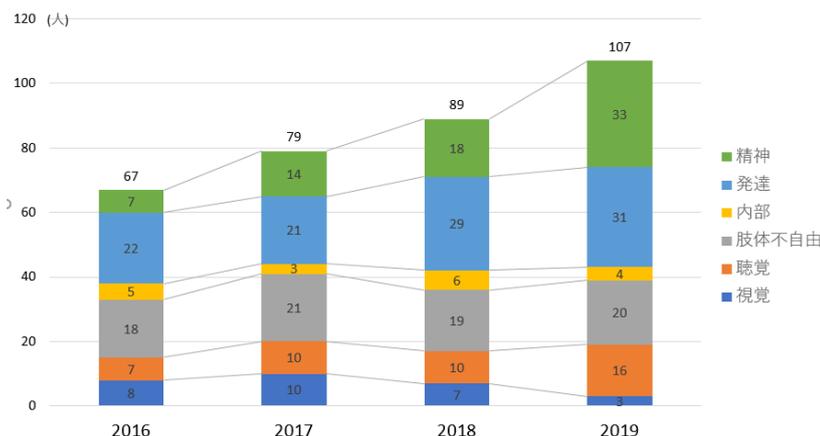
2020年4月1日



なお、全学的な学生支援全般を一体的に扱う組織としてウェルネスセンターを設置しているが、障がい学生支援を中心とした、情報の収集と支援に関する体制の整備等については、障がい学生支援委員会が担っており、障がい学生支援委員会は、障がい学生の教育及び学生生活等の支援を通じて、修学環境の向上を目指すために、学生情報の共有や支援内容の検討、教職員に対する障がいへの理解啓発を図る研修の開催など、障がい学生支援全般に対する責任を担っている。学生及び教職員に対する、障がい学生支援に関する情報提供と理解啓発については、パンフレット「障がい学生支援 2020」や「学生生活ハンドブック」にて周知している（資料 7-A05、A06）。

2019 年度の支援登録者数は、5キャンパス全体で 107 名であり年々増加している。

障がい学生数（支援登録者数）



支援者登録は、「東洋大学における障がい学生支援のガイドライン」に則り、専門職コーディネーターが合理的配慮の調整手順をもとに、当該学生・所属学部の担当教職員等と関係者会議を行い、障がい学生支援委員会での承認を得ている。昨年度、専門職であるキャンパスソーシャルワーカーを配置したことを契機とし、修学環境に関する合理的配慮の手順を見直し、専門職コーディネーターを配置し体制を整備した（資料 7-A07）。以上のように、ウェルネスセンター設置に伴う連携推進や専門職の強化により、障がい学生の修学支援の質は確実に向

上した。今後の課題としては、各キャンパス間の連携や情報共有を密にするため、研修機会の増加や、白山以外のキャンパスへのキャンパスソーシャルワーカーの配置の検討などが必要である。障がい学生への主な修学支援として、聴覚に障がいを持つ学生の情報保障を行う、ノートテイク支援スタッフ制度を実施している（資料 7-A08）。支援スタッフ育成及び理解啓発を目的とし、ノートテイク講習会、パソコンテイク講習会、手話講習会などを実施している（資料 7-A09）。

★経済的修学支援★

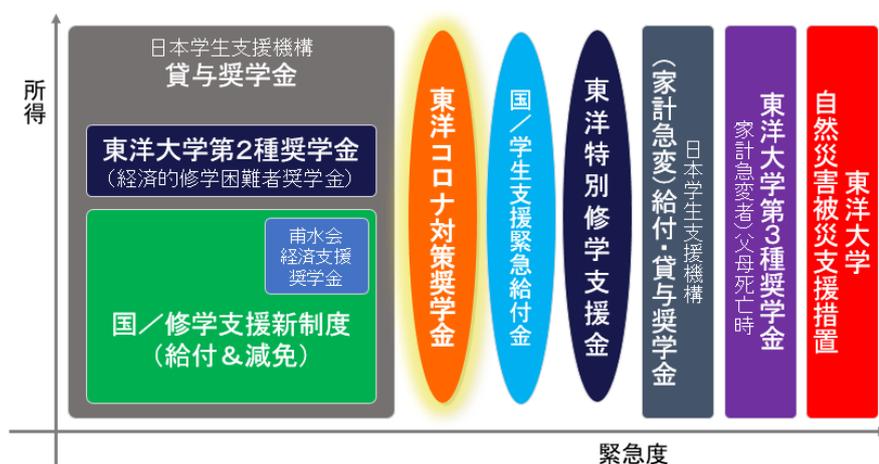
本学は、「学生が経済的に安心して学ぶことができる環境を整えるために、大学独自の奨学金制度を用意し、表彰・報奨、経済的就学困難者や家計急変者、自然災害被災者への経済的支援、留学に関する支援、民間団体等による奨学金や教育ローンなど、多様な経済支援を行う」という学生支援に関する全学的方針に基づき、幅広い経済的修学支援を行っており、学生へは「学生生活ハンドブック」や大学ホームページで周知している（資料 7-B01）。

具体的には、修学の奨励と経済援助を行うことにより、有為な人材育成に資することを目的として「東洋大学奨学規程」を定め、本学独自の奨学金制度として、東洋大学第 1 種奨学金（学業成績優秀者奨学金）、第 2 種奨学金（経済的修学困難者奨学金）、第 3 種奨学金（家計急変者奨学金）を設けている。大学院においては、「東洋大学大学院奨学生規程」に基づき、東洋大学第 1 種奨学金（学業成績優秀者奨学金）、第 2 種奨学金（家計急変・経済支援奨学金）を設けている。また、自然災害により被災した在学生並びに入学生に対する支援措置も行っている。上記奨学金のほか、本学で働きながら学ぶ自立自活支援奨学金制度や、優秀な学生アスリートを支援するスポーツ奨励奨学金制度など、多様な奨学金制度を設けている。これらの奨学金は、ほとんどが給付型であり返還の義務はない（根拠資料 7-B02、03、04、05、06）。

一方、2020 年 4 月に国による高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）が導入されたことに伴い、奨学金を中心とした本学の経済的修学支援体制について大幅な見直しが必要となった。具体的には、新制度の根拠となる法律（大学等における修学の支援に関する法律）が 2019 年 5 月 10 日に制定・公布されたことと同時に、2020 年 4 月 1 日の施行が定められたため、2019 年度内に本学独自の奨学金と新制度との併給について見直しを行った。

さらに 2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮した学生に対し、東洋大学新型コロナウイルス感染症対策特別奨学金「RIBBON」を創設し、学費支援を目的とした奨学金給付を行う（資料 7-B07）。また、インターネットを活用した非対面式授業の開始に伴い、そのための学習環境整備と維持を目的として、通学課程の全在学生（学部・大学院）に対し、「東洋大学特別修学支援金」（一律 5 万円給付）の支援も実施している（資料 7-B08）。

〔学部生の経済的支援の包括的イメージ〕



外国人留学生の経済的修学支援に関しては、塩川正十郎奨学金（国際交流振興を図る学業成績優秀者奨学金）、私費外国人留学生授業料減免制度、東洋大学トップグローバル奨学金A（海外からの優秀な外国人留学生獲得のための奨学金）を設けている（資料 7-B09、B10、B11）。

★学生のメンタルサポート★

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮等に関わる指導、学生の相談に応じる体制の整備については、前述のとおり、学生一人ひとりのウェルネスの実現を支援する体制の整備・充実を図るべく、2020年度は、ウェルネスセンターを中心とした学生支援関係部署の連携を強化、推進している。学生相談窓口に関する学内周知は、パンフレット「学生相談」及び「学生生活ハンドブック」で行っている（資料 7-C01、C02）。

学生相談に関しては、5キャンパス全体の学生相談員及びスーパーバイザー（精神保健領域の専任教員）による合同検討会（年10回）を開催している（資料 7-C03）。また、メンタルサポート及び障がい学生支援に関しても、ウェルネスセンター内にて障がい学生支援会議、メンタルサポート会議、ピアサポート会議を開催し、学内の情報共有や課題の検討を行っている。また、専門職スタッフの充実は図ったが、学生相談員（臨床心理士）やキャンパスソーシャルワーカーの身分が嘱託職員であり、非常勤職の比率が高いため、専門職間の情報共有や連携が課題となっている。

2019年度の5キャンパス全体の学生相談件数は、9,699件であり、過去5年間連続して増加し続けている。学生相談事業の概要については、学生相談報告書のとおりである（資料 7-C04）。個別相談に加え、各キャンパスにおいて特色あるグループ活動を展開しており、「学生相談だより」（年4回）の発行や「大学生のためのセルフケアプログラム」冊子等の啓発資料を作成し、学生に配付している（資料 7-C05）。今年度は、新型コロナウイルスの影響から、対面での学生相談が不可能になったことから、電話やオンライン、キャンパスによっては、メールで学生からの相談を受け付け、非対面授業に関する学生の不安やストレスを軽減できるよう学生相談を継続して実施している。

また、学生やその家族が24時間電話で相談できる外部専門機関のサービス「学生ほっとライン健康・メンタルサポート24」を導入しており、2019年度の利用件数は、861件となっている。また、2020年度から本サービスに「こころのサポートシステム」を追加し、電話だけでなく面談やメールでの相談も可能になる仕組みを導入し、相談窓口の拡充を図った（資料 7-C06）。学生サポート室・ピアサポートルームには、総合案内窓口を設置し、3名のキャンパスソーシャルワーカーを配置している。修学上の困りごと等、学生の支援ニーズを汲み取り、学内関係部署の支援につなぐ役割を担っているほか、学生同士の助け合い、育ち合いの場として、ピアサポート事業を展開している。また、ハラスメント相談に関しては、2018年10月に人事課所管のハラスメント相談室が開設した。開設以降は、学生部所属のハラスメント相談員（常勤の学生相談員及び学生部専任職員2名）が学生から相談を受けた場合は、学生部所属の相談員がインテークを行い、教務部署と連携を図る場合やハラスメント相談室に学生を繋ぐ場合など、ケースによって慎重に連携支援を実施している。

★正課外活動における学生支援★

現在、本学には、約300の課外活動団体（運動部55部、文科系サークル239部）があり、それぞれ積極的な活動を行っている。学生部学生支援課では、サークルガイダンスを実施し、活動の質の向上や援助金申請等運営事務の適正化などの運営指導に加え、学生の主体性・自主性を引き出す支援を実施している。学生には、「サークルガイドブック」や「学生生活ハンドブック」でサークルや課外活動の周知を行っている（資料 7-D01）。また、課外活動育成会運営委員会は、本学の学生による自主的なスポーツ活動及び学術文化活動の向上発展を図り、課外活動を通じて学生生活の充実を目的として組織された全学的委員会であるが、多様な課外活動支援策を創出している。例として学生が発案し自主的に活動する「夢企画プロジェクト」の展開をあげる。申請は年間5件と決して多くはないが、2019年度はウィンターイルミネーション企画や第九演奏会企画

など大規模な学生企画を実現した。2019年度に実施した学生部主催の課外活動及び2020年度の課外活動計画については、学生生活委員会で報告された（資料7-D02、D03、D04）。

さらに本学では、文化活動及び体育活動等において顕著な業績を挙げ、本学の発展に貢献した学生に対し、その功績を讃えるために学長賞を設けている。全国的またはそれに匹敵する世界的規模の大会等で優勝または最優勝賞等の栄誉を得た学生に対し、学長賞を授与している。体育活動に対する授与が多い中、文化活動としては、国連ユースボランティアやワシントンセンターインターンシップの参加など、学生の国際的な活躍が授与の対象となっている。2019年度は、27名の学生を選考し表彰した。

学生支援の向上を目指し、2020年度には学生の緊急時の安否確認が24時間対応できるよう、学外から学生情報が確認できるよう改善するとともに、秋学期より学内施設借用システムを導入し、学生が学外から施設借用予約が可能になるよう利便性を高めていく。

現在、本学では、鴨川、富士見高原、河口湖の3つのセミナーハウスを運営しているが、各セミナーハウスの利用者数は、2017年度より施設内の事故防止のための禁酒の徹底の影響もあり、夏季休暇期間中等の一部の期間を除き、大きく減少していた。セミナーハウスの施設運営について、それまでの業務委託形態では、積極的なサービスの質向上に向けた取り組みが期待できないことから、2019年度から委託方法を管理運営一括委託方式変更し、利用者収入を委託業者に帰属することでインセンティブを与え、運営スタッフのモチベーションの向上、利用者サービスの質の向上、積極的な利用促進策の検討、Wi-Fi設置による教育施設としての環境面の整備など運営体制を改善した。また、河口湖セミナーハウスでは、業務委託先が学生対象のイングリッシュキャンプ等のプログラムを実施する等、3つのセミナーハウスの利用者数合計は、前年度比1,000名以上増加した。

本学所有の学生寮については、「フィロソフィア西台」（本学専用の学生寮、定員約120名）及び国際会館（交換留学生・外国人留学生、定員約120名）を所有しており、国際会館では日本人学生がレジデントアシスタントとして寮の運営サポートを行っている。

（2）学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

★障がいのある学生の修学支援★

2019年10月に「障がい学生の合理的配慮の手順」を改訂し、修学環境支援に関してモニタリングの機能を追加した。2020年度より、本格的にモニタリングを導入し、配慮内容の見直しと適切な支援を行い、学生の成長支援の向上を目指していく。それぞれの検証は、年に6回開催される、障がい学生支援委員会で専門知識を有する専任教職員が行い、改善に向け検証する。

★経済的修学支援★

国の修学支援新制度導入に伴い、学内の奨学金の大幅な見直しが必要となり、特に新制度と同じ目的の奨学金（東洋大学第2種奨学金）については、大幅な見直しが必要である。2020年度の新制度採用者数を踏まえて学内の経済的修学支援とのバランスや、ここ数年増加傾向にある自然災害被災支援措置など、社会情勢に鑑みて学生生活委員会にて改善に向け検証する。

★学生のメンタルサポート★

5キャンパス全体の学生相談員が参加する合同検討会の中で、各キャンパスの月次報告を行い、課題や検討事項を洗い出し、学生相談支援の改善に生かしている。

★正課外活動における学生支援★

定期的に在校生に学食アンケート等を実施し、学生の意見に対してフィードバックを行うと共に、改善・向上に向けた取り組みを行っているが、定期的な点検・評価に関しては学生生活委員会にて今後より注力する必要がある。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

★障がいのある学生の修学支援★

- 2019 年度に修学支援のための合理的配慮の手順を見直した結果、新規に専門職のコーディネーターを配置し、当事者学生の自主性をより尊重する方法で、学部の担当教員・教務課の職員・学生相談員との連携を強化した仕組みの運用が開始している。障がい学生の合理的配慮の調整には複数の教職員が関わるため、連携がしにくい面があったが、各学生に配置された専門職コーディネーターがイニシアチブをとって調整を進めることにより、情報共有や連携がしやすくなるとともに、専門職スタッフの支援により学生の成長を重視する方向で支援することが可能となった。
- 聴覚障がい学生の情報保障に関して、新型コロナウイルスの影響により非対面式授業の実施となったことに伴い、ノートテイクの支援スタッフを配置できなくなったため、講義の音声文字化するアプリ（UDトーク）の導入手続きを進め法人契約を結ぶことにより、2020 年 6 月 1 日から、コロナ禍における学習環境の整備を実施した。
- 就職キャリア支援課と連携し、障がい学生や教職員を対象に、就職活動における課題を互いに共有し、本学卒業生とも連携しながら情報を共有できるよう工夫したグループ活動やイベントを実施する。2019 年度には、「卒業生&先輩に聞く 就職・就活 知恵袋」を年 2 回開催した。就職キャリア支援課の協力を得て、講師の選出や学内周知を行った。人事・採用担当として活躍中の卒業生講師達の経験、及び就職活動に関するアドバイスを得ることができ、参加者達と活発な質疑応答を実施することができた（資料 7-A10）。参加した障がい学生や学部教員からの意見を検証し、引き続き関係者に必要な情報が共有できるような就職関連イベントを実施していく。
- 障がい学生を支える支援スタッフの育成及び障がいに対する理解啓発のため、例年ノートテイク講習会（年 2 回）、パソコンテイク講習会（年 1 回）、手話講習会（年 2 回）を実施している。外部講師を招聘し、実践を交えながら行う各講習会については、参加者のレベルや参加した学生の意見を検証しながら、また聴覚障がい学生数に対する支援スタッフ数の状況を考慮しながら実施する。今年度は、川越キャンパスに聴覚障がい学生が入学したことから、白山以外のキャンパスからの参加も考慮し開催していく。

★経済的修学支援★

- 2020 年度からの国の修学支援新制度の導入に伴い、2019 年度中に学内奨学金との併給を早急に見直し、学生の不利益にならずに、かつ複雑な併給制度にならないよう、学内の各奨学金規程を見直し、必要に応じて最低限の規程の一部改正を行った。2020 年度は、修学支援新制度による本学学生の経済的支援状況を把握・検証した上で、支援目的がこれと同様である東洋大学第 2 種奨学金について、修学支援新制度で支援対象外にはなるが、支援が必要な学生の層を検討し、必要な学生に支援ができるよう見直しを行う。
- 新型コロナウイルスの影響により経済的に困窮した学生に対し、学費の支援を目的として、新型コロナウイルス感染症対策特別奨学金「RIBBON」を設立し奨学金を給付する。本奨学金は、役員・教職員、校友、雨水会（保護者）等からの寄付金を原資とし、経済的にも精神的にも不安な困窮学生と寄付者の支援の思いをこの奨学金で結ぶことができればという思いを込めて「RIBBON」とした。また、インターネットを活用した非対面式授業の開始に伴い、そのための学習環境整備と維持を目的として、通学課程の全在学学生（学部・大学院）に

対し、「東洋大学特別修学支援金」（一律 5 万円給付）の支援も実施している。

- ・留学生の急増に伴い授業料減免制度に関して、在留資格の管理が、学内で一元的にできていなかったが、2019 年度に国際部・教務部・学生部でワーキングを立ち上げ、新たに在留資格の一元管理システムを構築した。2020 年度は、そのシステムのデータを利用しながら授業料減免制度の業務を実施し、システムの運用やデータに関する検証を行い、必要に応じてフィードバックを実施していく（根拠資料 7-B12）。

★学生のメンタルサポート★

- ・今年度は、新型コロナウイルスの影響から、キャンパス毎に電話やオンラインで学生相談を受け付け、対応するとともに、在校生に向けて「学生相談だより」や「セルフケアブック」を学内 SNS にて発信し、心身の健康を保ちながらコロナ禍を乗り越えていくための支援となる情報を配信している。
- ・ウェルネスセンターを中核とした学生支援体制が本格稼働し、支援専門職の配置により学生支援の質的向上が図られると共に、学内研修会等を通じて教職員との連携強化も進んだ。ウェルネスセンターでは、年々増加している発達障がい学生の理解啓発を目的として、教職員を対象に研修会を実施している。2019 年度は、「発達障がい学生の成長支援 ー社会への移行期に必要なことー」をテーマに、発達障がい当事者の日常における困り感をビデオで体験することにより理解し、適切なサポートのあり方について教職員や専門職が混在するグループディスカッションを実施し、考察を深めた。引き続き、2020 年度も発達障がいへの理解啓発をテーマに、昨年度の研修を検証し新たな切り口を加え、学内の複数の部署の事務職員と専門職員及び教員が日ごろの困難や工夫を共有し、連携を強化するために研修を実施する。
- ・TGD 構想の推進による留学生の増加に伴い、カウンセリングの外国語対応が課題となっていたが、この 2 年間で英語対応可能な学生相談員 2 名を配置し、学生サポート室において留学生への相談支援を強化してきている。学生相談を利用する留学生を分析すると、母国で自己実現の叶わなかった学生が留学しているケースが多いことから、すでに母国でも症状のあった交換留学生の支援については、ケースによっては国際部及び協定校と連携し、支援を実施していく。

★正課外活動における学生支援★

- ・学生発案のプロジェクトのひとつとして、創業者・井上円了の没後 100 周年を記念し、2019 年に白山キャンパスのウィンターイルミネーションを 6 年ぶりに復活した。12 月に学生団体 Toyo Gem Stone (TGS : 外国人留学生を英語でサポートするグローバル化を象徴する学生団体) がアナウンス研究会やアカペラサークルと連携し、企画運営した点灯式が、二か国語で実施された。点灯式には、約 400 名もの学生・教職員が参加し、留学生と日本人学生の交流を深める貴重なイベントとなった。約 1 か月半の間、多くの学生がオブジェの前での写真撮影やイルミネーションに心を和ませていたことから、2020 年度は学生発案の企画に対する支援の適切性を検証しながら、今年度につながる取り組みとして検討し実施していく予定である。
- ・公認団体に所属していた卒業生から、後輩を支援したいという申し出があったことを契機とし、学内の募金課と連携し、2019 年 9 月より公認団体指定のネット募金の仕組みを設立し、活動の経済支援が向上した。現在のところ寄付金の規模としては小さいものだが、在校生と卒業生をつなげる仕組みとして今後も活用していく。

※東洋大学寄付の種類：用途指定型支援（公認団体支援）

<https://kifu.toyo.ac.jp/contribution/specific/kounindantai/>

【問題点・課題】

★障がいのある学生の修学支援★

- ・聴覚障がい学生の修学環境の整備に関して、以下 2 点が課題となっている。1 点目は、アクティブラーニングの情報保障に関して、授業内容の専門性に対応できる手話通訳の手配は、人材確保や予算の関係で課題となっている。また、2 点目は、聴覚障がい学生に、ノートテイクの支援スタッフを履修登録前の第 1 回目の授業から配置できないことが課題となっている。支援スタッフとなる学生の履修も固まっていないことから、スタッフの配置が困難であること、また合理的配慮文書の手続きスケジュールを見直す点も課題となっている。
- ・白山キャンパス以外のキャンパスでも、障がい学生の対応は増加しているが、キャンパス間の情報共有の仕組みが不十分であり、白山キャンパスの経験が十分に生かされていない状況である。ウェルネスセンターの組織を全学体制と位置付けるため、2020 年度よりウェルネスセンター運営委員会の委員の構成員に白山以外のキャンパスの事務部長を配置した。各キャンパスとの情報共有と連携が今後の課題となっている。
- ・キャンパスソーシャルワーカーの配置が白山キャンパスのみのため、障がい学生支援の取り組みにキャンパス間の格差が生じている。また、2020 年度は、白山キャンパスのキャンパスソーシャルワーカーが、川越キャンパス及び朝霞キャンパスの障がい学生の相談対応を行っている上、白山キャンパスの支援者登録数も増加しているため、専門職の配置が不十分な状況である。
- ・今後、障がい学生支援に関する紛争が発生した場合を想定し、例えば解決のための第三者委員会の設置等、組織的に対応できる体制を検討していく必要がある。

★経済的修学支援★

- ・国の新制度の早急な導入に伴い、大幅に複雑化し煩雑になる学納金の納入方法やスケジュールの学内調整などの対応が追いついていない。
- ・自然災害被災支援措置や家計急変者奨学金について、長期に渡って見直しが行われていないため、今後現状に即した改善が必要である。
- ・スーパーグローバル大学創成支援の採択を受けてスタートした TGD 構想の推進により、留学生に対する奨学金制度の充実が図られているものの、外国人留学生の増加に伴い予算が増大している。2019 年度執行額は、私費外国人留学生授業料減免制度で 2017 年度比 155%の 1 億 9,700 万円、トップグローバル奨学金 A で 2017 年度比 345%の 3 億 8,900 万円に及んでいる。トップグローバル奨学金 A は 2021 年度入学生までを対象とした時限付きの制度でもあるため、留学生に対する奨学金制度の在り方について検討が必要な段階になっている。

★学生のメンタルサポート★

- ・学生相談員（臨床心理士）、キャンパスソーシャルワーカー（精神保健福祉士・社会福祉士）等の支援専門職の身分は嘱託職員であり、非常勤職の比率が高い。そのため、勤務シフトがバラバラで一同に集まる日程を設定することが困難であり、専門職間の情報共有や連携が難しいことが、今後の課題となっている。
- ・学生相談の多言語対応の要望があり、在籍者が多い中国・韓国の留学生への対応についても検討が必要である。
- ・ハラスメント相談について、人事課所管のハラスメント相談室が開設して以降は、学生部相談員に相談があった場合、教務部署との連携で解決できる案件とハラスメント相談室に繋ぐ案件があり、ケースによって対応は異なるため、関係部署の役割を明確化する必要がある。

★正課外活動における学生支援★

- ・学生のいわゆる「生徒化」が指摘される中、本学においても、主体的、積極的に自己を磨き、活動を通して自ら成長する「学生」へと導く学生支援の展開が大きな課題となっている。この課題については、学生発案（提

案)型プロジェクト等の創設など、学生の自主性・主体性を引き出し、学生主体の活動を育成・評価していく
課外活動の機会創出支援が有効であると考え。

【将来に向けた発展方策】

★障がいのある学生の修学支援★

- ・聴覚障がい学生の修学環境の整備に関して、アクティブラーニングへの対応や履修登録前の第1回目の授業から支援スタッフを配置することについて、今年度導入したUDトークを活用し情報保障の一助にならないかを今後検討していく。
- ・白山以外のキャンパスにもキャンパスソーシャルワーカーを適切に配置し、障がい学生の修学支援に関するキャンパス間の格差を是正していく。
- ・ウェルネスセンター運営委員会において、各キャンパスでの課題の情報共有や解決策の検討等、全学組織としての体制を整備する。
- ・障がい学生支援に関する紛争解決のための第三者組織の設置等の計画を検討していく（根拠資料7-A11）。

★経済的修学支援★

- ・本学では、学生のおよそ3人に1人がなんらかの形で日本学生支援機構奨学金を受給している。新制度の導入に伴い、新制度と日本学生支援機構奨学金による支援の総額は一層大きなものとなるため、特に中長期的な経済的修学支援については、これらを根幹に据える形で対応していくことになる。本学奨学金については、それらを補完する制度設計へと見直しを図る。具体的には、東洋大学第2種奨学金（経済的修学困難者奨学金）の募集・採用時期や要件、給付額等を見直し、新制度の不採用者の支援に適したものとする。雨水会における奨学金制度との連携・調整も並行して行う。他方、東洋大学第3種奨学金（家計急変者奨学金）については、要件を緩和し短期的な経済支援要請に迅速に応えられる内容とする。
- ・経済的修学支援体制の整備により、退学率を低下させ、卒業率の上昇を図ることを目標とする（根拠資料7-B13）。

★学生のメンタルサポート★

- ・学生相談件数の増加に伴い、現在設置している「学生ほっとライン健康・メンタルサポート24」の電話相談に「こころのサポートシステム」を追加し、2020年度より電話相談だけでなく、個別カウンセリングを1人につき年間5回まで受けられる仕組みを導入した。今後は、導入後の学生の利用状況を把握した上で外部機関の有効利用について検討し、相談支援の強化に繋げていく。
- ・ウェルネスセンターの支援専門職と学内関係部署の教職員の連携・協働を推進するため、支援アドバイザーを配置し、学生相談支援の更なる充実を目指す。
- ・ハラスメント相談については、ハラスメント相談室、その他教務関係部署と学生サポート室が円滑に対応できるよう、それぞれの役割を明確化し対応フロー等を作成していく。

★正課外活動における学生支援★

- ・学生発案（提案）型プロジェクトの企画・立案から実現までを支援し、学内において学生主体の活動を育成、評価する仕組みを創る。「SDGsへの貢献」及び「TOYO SPORTS VISIONの実現」等の領域に関して、関係サークルからヒアリングを行い、テーマに関する課外活動を企画・実施する支援を検討していく。例えば、企業等から講師を招き、企画立案講座や研修を実施し、学生（団体）の自発的・積極的な発想を具現化する支援を行う。また、学生課外活動育成会運営委員会で、企画の説明会から始まる募集活動、活動の実施、実施後の適切性の審査・検証、次年度以降にもつながる取り組みになったか等の再検証を行い、経済的支援を行いな

から、継続性のある課外活動実施の体制整備を検討していく（資料 7-D05）。また学内関連部署と連携し、大学祭やホームカミングデー、甬水懇談会など、活動を発表する機会を広げていく。

【根拠資料】

★障がいのある学生の修学支援★

- ・資料 7-A01 東洋大学における障がい学生支援の基本方針
- ・資料 7-A02 東洋大学における障がい学生支援のガイドライン
- ・資料 7-A03 障がい学生支援に関する取扱い要領
- ・資料 7-A04 東洋大学ウェルネスセンター規程
- ・資料 7-A05 パンフレット「障がい学生支援 2020」
- ・資料 7-A06 学生生活ハンドブック（障がい学生支援抜粋）
- ・資料 7-A07 障がい学生の合理的配慮の手順
- ・資料 7-A08 東洋大学障がい学生支援に関する支援スタッフ取扱内規
- ・資料 7-A09 支援スタッフ育成に関する各種講習会案内
- ・資料 7-A10 グループ活動開催案内
- ・資料 7-A11 中期計画（ウェルネスセンターを核とした学生一人ひとりのウェルネスの実現）

★経済的修学支援★

- ・資料 7-B01 学生生活ハンドブック（奨学金抜粋）
- ・資料 7-B02 東洋大学奨学規程
- ・資料 7-B03 東洋大学大学院奨学生規程
- ・資料 7-B04 自然災害により被災した学部・大学院の在学生並びに入学生に対する支援措置について
- ・資料 7-B05 東洋大学独立自活支援奨学金規程
- ・資料 7-B06 東洋大学スポーツ奨励奨学金規程
- ・資料 7-B07 東洋大学コロナ対策特別奨学金「RIBBON」支給要項
- ・資料 7-B08 東洋大学特別修学支援金
- ・資料 7-B09 東洋大学塩川正十郎奨学金規程
- ・資料 7-B10 東洋大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程
- ・資料 7-B11 東洋トップグローバル奨学金 A 規程
- ・資料 7-B12 外国籍学生（留学生）在籍管理体制の整備に係る予備費からの予備措置について
- ・資料 7-B13 中期計画（高等教育の修学支援新制度を中心とした修学支援の充実）

★学生のメンタルサポート★

- ・資料 7-C01 パンフレット「学生相談」
- ・資料 7-C02 学生生活ハンドブック（学生サポート室）
- ・資料 7-C03 東洋大学学生相談に関する取扱要領
- ・資料 7-C04 学生相談報告書
- ・資料 7-C05 大学生のためのセルフケアプログラム
- ・資料 7-C06 「学生ほっとライン健康・メンタルサポート 24」パンフレット

★正課外活動における学生支援★

- ・資料 7-D01 学生生活ハンドブック（サークル・課外活動抜粋）

- 資料 7-D02 東洋大学学生課外活動育成会会則
- 資料 7-D03 2020 年度学生課外活動育成会事業計画について（学生課外活動育成会運営委員会資料）
- 資料 7-D04 2020 年度学生課外活動育成会予算執行計画（学生課外活動育成会運営委員会資料）
- 資料 7-D05 中期計画（学生が「創る・つながる・挑戦する」課外活動の支援）

【基準8】教育研究等環境

点検・評価項目

- (1) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
- (2) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

◎施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・**施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保**
- ・**バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備**
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

◎教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

◎**適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上**

【記載の際に考慮すべき点】

- ① **教育研究等環境は、方針に沿ってどのように整備されているか。**
- ② 校地及び校舎の面積は、大学設置基準を上回っているか。
- ③ 施設・設備は、学生の学習及び教員の教育研究活動を考慮して、どのように整備されているか。
- ④ **施設、設備等の安全及び衛生は、どのように確保されているか。**
- ⑤ ネットワーク環境やICT 機器は、どのように整備され、また活用の促進が図られているか。
- ⑥ 学生及び教職員における情報倫理の確立を図るため、どのような取り組みを行っているか。
- ⑦ **キャンパス環境の形成にあたって、学生生活の快適性は、どのように配慮されているか。**
- ⑧ 教育研究等環境に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。
- ⑨ 自己点検・評価結果に基づき、教育研究等環境の改善・向上に向けた取り組みはどのように行われているか。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を踏まえ、現状説明を具体的に記載してください。

【現状説明】

<評定： **A：目標が達成されている**>

(1) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

- ・労働安全衛生規則等の改正に伴い、産業医・学校医による職場巡視を実施することが義務付けられた。職場巡視では、学内環境の点検を実施し、産業医・学校医から必要とされた場合は、改善指導が行われた（資料 8-01）。2019 年度職場巡視においては、学生食堂スペースに関して、利用学生の快適性を高めるため、食堂業者に荷物の整理整頓などの改善を求めるとともに、6 号館学生食堂スペースを整理し、学生による課外活動の呼びかけや発表等に活用できる場（ロクチカ★ステージ）を設置したので、今後学生が運用できるよう環境整備を行う。
- ・本学には、福利厚生施設としてセミナーハウスがあり、ゼミ合宿等で活用されているが、2019 年度から委託方法を管理運営一括委託方式変更し、利用者収入を委託業者に帰属することでインセンティブを与え、運営スタッフのモチベーションの向上、利用者サービスの質の向上、積極的な利用促進策の検討、Wi-Fi 設置による教育施設としての環境面の整備など運営体制を改善した。
- ・健康増進法の一部を改正する法律が成立し、東京都で関連条例が施行されたことに伴い、受動喫煙を防止する

ため、白山キャンパスでは、これまでの屋外喫煙所は撤去され、1カ所を除き指定喫煙場所を屋上に設置した。清水町総合スポーツセンターについては、屋上使用が不可となっているため、体育施設や、近隣に影響の及ばない距離の確保、また、延焼ラインを考慮した上で、屋外喫煙所を設置している（資料8-02）。

- 学生食堂が昼食時に混雑し、座席の確保が困難になっている。白山キャンパス6号館学生食堂について、レイアウト変更を行い、座席数を増加させ（73席増1,293席）、車椅子対応の上下昇降テーブル（2台）を設置したが、不適切な座席確保による学生食堂の混乱は、引き続き予測される。
- 学生への学内施設の貸出について、学生は直接学生部の窓口にて申請する方法で受付を行っていたが、学生の利便性を考慮し、2019年度からシステム化を検討し、2020年度から施設借用システムを導入する。

（2）教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- キャンパス内の施設設備の環境整備及びセミナーハウスの運営については、学生生活委員会で検証する。また、学長室の実施している在校生アンケートの学生からの意見に対するフィードバックの実施や、産業医・学校医による学内巡視を行い、定期的な点検・改善指導を実施している。

【点検・評価項目】および【評価の視点】を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- セミナーハウスの委託方法を管理運営一括委託方式変更したことにより、従来のゼミ活動のほかに、授業、学術イベント等の開催が可能となった。また、河口湖セミナーハウスでは、業務委託先が学生対象のイングリッシュキャンプ等のプログラムを実施する等により、2019年度の3つのセミナーハウスの利用者数の合計は、前年度比で1,000名以上増加した。引き続き、セミナーハウスの有効活用を推進していく。
- 学内施設の学生への貸出について、施設借用システムを2020年度の秋学期から導入し、学生の利便性向上を図るとともに、学生部の窓口業務をスリム化する。

【問題点・課題】

- 昼食時等に、学生食堂の不適切な座席確保が混雑を助長しているため、学生食堂のレイアウトを変更し、座席数を増加させ、巡回や禁止指導を実施したが解決に至っていない。
- 学内の喫煙場所を整備し指定喫煙場所を設置したが、不適切な吸い殻のポイ捨てが目立つことが課題である。
- 学内の盗難やトイレの盗撮などの防犯強化のため、防犯カメラの増設や設置位置の見直し、トイレ内個室の仕切りの仕様変更（天井まで高くする）など、キャンパス内の安心安全を強化していく必要がある。

【将来に向けた発展方策】

- 白山キャンパス 6 号館学生食堂について、レイアウトの変更や座席数の増加を実施したが、不適切な座席確保による学生食堂の混乱は、引き続き予測されるため、各テーブルに食事以外の座席確保禁止を訴える注意喚起シールの貼付（500 枚）、学生食堂入口での注意喚起ポスターの掲示（10 カ所）、さらに従来からの巡回活動を併せ、混雑緩和に向けた指導策を実施する。
- 喫煙マナーについては、学生生活ガイダンスや「学生生活ハンドブック」等での啓蒙活動、ポスター等での周知、定期的な巡回活動を行い、不適切なポイ捨て等のマナー違反を減少させていきたい。
- 防犯強化のためのカメラ増設について、関係部署と連携し、被害が発生する可能性が高いと思われるポイントを予測し、31 台の増設を行った。被害件数については、先に挙げたカメラ及び防犯ブザーの設置や、警備員による巡回等の効果により減少しているものの、2019 年度については、被疑者と交錯した被害者が負傷するという盗撮事案が発生している。今後についても、警察等からの指導も仰ぎ、対策を図っていくが、引き続き防犯カメラの増設要求をしていく方針である。また、トイレ個室の間仕切りについては、まだまだ対応できていない箇所が多いため、過去に被害が発生した場所から優先して改善していきたい。

【根拠資料】

- 資料 8-01 労働安全衛生規則等の一部改正
- 資料 8-02 健康増進法の一部改正